

令和7年

# 全員協議会記録

令和7年12月16日

和光市議会

## 全 員 協 議 会 記 録

◇開会日時 令和7年12月16日（火曜日）  
午前10時50分 開会 午後 1時20分 閉会

◇開催場所 全員協議会室

◇出席議員 17名

議 長	小 嶋 智 子 議員	副議長	待 鳥 美 光 議員
1 番	松 永 靖 恵 議員	3 番	内 田 あ や 議員
4 番	吉 田 活 世 議員	5 番	齋 藤 幸 子 議員
6 番	伊 藤 妙 子 議員	7 番	渡 邊 竜 幸 議員
8 番	片 山 義 久 議員	10 番	萩 原 圭 一 議員
11 番	赤 松 祐 造 議員	13 番	菅 原 満 議員
14 番	鎌 田 泰 春 議員	15 番	岩 澤 侑 生 議員
16 番	富 澤 啓 二 議員	17 番	内 山 恵 子 議員
18 番	吉 田 武 司 議員		

◇欠席議員 なし

◇出席説明員

市 長	柴 崎 光 子	企 画 部 長	加 山 卓 司
総 務 部 長	松 戸 克 彦	福 祉 部 長	長 坂 裕 一
企画部審議監 兼 次 長 兼 秘書広報課長	茂 呂 あかね	総務部次長兼 総 務 課 長	野 中 大 介
福祉部次長兼 地域共生推進 課 長	渡 部 剛	企画人権課長	中 川 大
財 政 課 長	高 野 晴 之	企 画 人 権 課 長 補 佐	神 田 慧
地域共生推進 課 長 補 佐	山 口 元 輝		

◇事務局職員

議会事務局長	亀 井 義 和	議 事 課 長	工 藤 宏
議事課長補佐	平 川 一 朗	主 任	小 林 巖

◇本日の会議に付した案件

第五次和光市地域福祉計画・和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画の策定及び和光市避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する条例の制定について

第五次和光市総合振興計画基本構想の中間見直しについて

午前10時50分 開会

○小嶋智子議長 ただいまから全員協議会を開催します。

初めに、市長より挨拶をお願いいたします。

○柴崎市長 皆さん、こんにちは。

議員の皆様におかれましては、市政運営に関しまして日頃から格別の御理解、御協力を賜りまして、どうもありがとうございます。また、本日は議会開会中の大変お忙しい中、全員協議会を開催いただきまして、どうもありがとうございます。重ねて御礼申し上げます。

本日は2つの案件を予定しております。初めに、福祉部から第五次和光市地域福祉計画・和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画の策定及び和光市避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する条例の制定につきまして、これまで推進委員会において協議をしてまいりましたが、策定等について一定のめどがつかしましたので、その概要を御説明いたします。

次に、企画部から第五次和光市総合振興計画基本構想の中間見直しについて、令和7年度は第五次和光市総合振興計画の中間年に当たるため、見直しを行ってまいりましたが、このたび中間見直しの素案がまとまりましたので、その概要を説明いたします。

詳細につきまして、各部から説明いたします。どうぞよろしく申し上げます。

○小嶋智子議長 ここで、市長は公務のため退席します。

休憩します。(午前10時51分 休憩)

再開します。(午前10時52分 再開)

本日の案件は、第五次和光市地域福祉計画・和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画の策定及び和光市避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する条例の制定について、第五次和光市総合振興計画基本構想の中間見直しについてです。

初めに、第五次和光市地域福祉計画・和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画の策定及び和光市避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する条例の制定について説明願います。

長坂福祉部長。

○長坂福祉部長 福祉部でございます。本日はお時間をいただきましてありがとうございます。

御説明に入る前に、本日の事前配付資料に当たり、事務処理上のミスがございましたので報告させていただきます。

資料の3から5の3点につきましては、本来両面印刷で印刷すべきところを当初の配付では片面印刷での配付となっておりました。誠に申し訳ございませんでした。お手数をおかけすること、おわび申し上げます。

それでは、第五次和光市地域福祉計画・和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画の策定及び和光市避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する条例の制定の2点につきまして御説明を申し上げます。

まず、第五次となる地域福祉計画及び社会福祉協議会地域福祉活動計画につきましては、本

市における地域共生社会の実現に向け、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、市民、市、社会福祉協議会がそれぞれの役割を認識し、共に取り組んでいくための今後の指針となるものでございます。

次に、和光市避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する条例につきましては、災害時に自力で避難が困難な方々の安全を確保するため、避難行動要支援者名簿の作成、活用と個別避難計画の作成をより一層計画的、継続的に進めていくための基盤となる制度です。災害対策基本法の趣旨も踏まえながら、要支援者お1人お1人の状況に応じた支援体制を地域と共に構築していくことを目的としております。

本日はこれら2点につきまして、計画、条例の趣旨や位置づけ、主な内容等を説明いたします。忌憚のない御質問、御意見を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課から御説明をいたします。

○小嶋智子議長 渡部地域共生推進課長。

○渡部地域共生推進課長 それでは説明させていただきます。

まず、計画の策定について説明をさせていただきます。

計画案につきましては、100ページを超える加筆となりますので、今回はこの全協の開催に合わせまして、概要版を作成させていただきました。

資料1となりますが、それでも28ページございますので、本日は概略を説明させていただければと思います。

なお、計画案につきましては、議会事務局のほうへデータで提出をさせていただいております。

2ページを御覧ください。

御存じのとおり、和光市地域福祉計画は、和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画と一体として作成されておりまして、今回は第五次の計画ということになります。

3ページを御覧ください。

この計画につきましては、地域福祉、地域共生社会ということをテーマとしております。地域福祉とは、地域に暮らす全ての住民が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、地域全体で人々が互いに支え合い、市や関係機関と協働しながら暮らしやすい地域づくりを進めることとございます。似たような言葉で地域共生社会がありますが、これは多様な福祉ニーズに対応するため、全ての市民がそれぞれの立場や状況を超えて、地域でつながり支え合いながら、自分らしく安心して暮らせる社会を地域共生社会としております。

4ページを御覧ください。

福祉・健康についての計画の概念図となっております。

5ページを御覧ください。

今回の第五次の計画期間につきましては、令和8年度から令和13年度までの6年間の計画となっております。

6ページからは、各統計となっております。人口、高齢者、障害者、生保状況などを抜粋してこちらのほうは記載をさせていただいております。

以下、7ページ、8ページと続いております。

9ページを御覧ください。

今回の計画の策定に当たりましては、地域福祉に関する現状と課題を把握するために、民生委員、地区社会福祉協議会、あとは地域福祉団体の皆さんと意見交換会を実施してまいりました。また、子供からの意見も聴取してまいりました。

10ページを御覧ください。

今年度の計画策定に先駆けまして、令和6年度、前年度に市民調査を行いました。無作為抽出の市民1,200名を対象とした調査、そのほか避難行動要支援者、地域福祉関係者、地域福祉関係団体を対象に実施いたしました。その結果がこちらに抜粋されております。

11ページを御覧ください。

今年度までの第四次の計画の実績を記載しております。第四次計画につきましては、13の施策について取組を実施してまいりました。その内容が15ページまでございます。

16ページを御覧ください。

これまでの統計、意見交換、市民調査、第四次計画の実績、ここから見えてくる内容として、地域福祉における課題を4つ上げております。

1つ目が多様化、複合化する支援ニーズへの対応、2つ目が、地域コミュニティの希薄化や地域活動の担い手の不足、3つ目が福祉制度や防災制度等に関する情報の格差、4つ目が関係機関や支援団体の連携です。

今回の第五次計画では、これらを解決するための取組を実施していくこととなります。

17ページを御覧ください。

ここからは、今回の計画の基本的な考え方を説明しております。

まずは、圏域の考え方でございます。

18ページには、自治会と地区社会福祉協議会の連携についても記載をしております。自治会につきましては、地域生活において様々な地域活動を行っております。地域に根差した団体と認識しております。一方で、地区社会福祉協議会につきましては、そのうち地域福祉活動について同じ性格を持っているものです。この重なる部分について、良好な関係を保ちながら同じ方向を向いていきたい旨をこちらのほうには記載をさせていただいております。

20ページを御覧ください。

社会福祉法では、地域生活課題の解決のために、包括的な支援体制の整備が市町村の努力義務とされております。このため、今回の計画ではニーズ把握とそのための参加支援、地域づくりの大切さ、そして新たに見守りネットワーク、こちらを構築しまして、情報共有と共に課題解決のための支援会議体、こちらの設置を進めてまいります。

21ページを御覧ください。

今回の基本理念を、つながりを育み、誰もが安心して住み続けられるまちづくりとしました。計画の体系としては、この基本理念を実現させるために5つの基本方針を掲げております。

22ページを御覧ください。

まず、基本方針の1として、ニーズ把握体制の充実を上げました。この実現のために、1、相談支援体制、情報提供の充実、2、民生委員・児童委員との連携強化を上げ、孤独、孤立やひきこもり、ケアラーに対する支援を基本施策としております。

23ページを御覧ください。

基本方針の2として、誰もが参加できる市民活動の機会づくりを上げました。ここでは、地域福祉センターやボランティアセンターを充実させて、市民活動への参加機会を増やすこと、多世代交流、多文化共生の推進を基本施策としました。

24ページを御覧ください。

基本方針の3として、触れ合い、支え合える地域づくりを上げました。地域の福祉活動、地区社会福祉協議会、地域福祉コーディネーターの機能を充実させることを基本施策としております。

25ページを御覧ください。

基本方針の4としては、地域ぐるみでの見守りネットワークづくりを上げました。市民関係団体、地域住民、民間企業等との連携によりまして、要支援者が家族や地域社会から孤立することを防止するとともに、日常生活における問題を市並びに関係機関、関係者が早期に発見して、住み慣れた地域で安心して生活を送られるよう、見守りネットワークを構築してまいります。また、災害時における要支援者の見守り体制を強化、推進するために、避難行動要支援者登録制度の整備を行ってまいります。具体的には、従来から取り組んでおります避難行動要支援者名簿について、要綱で整備しているものを条例で整備して、平常時にも多くの要支援者を見守り、防災訓練などに活用できるようにいたします。条例につきましては、後ほど説明をいたします。

次に、基本方針の5として、支援会議体の設置を上げました。法に基づいた会議体を設置して、課題となっている個人情報の共有等の問題を解決し、支援が必要な方に迅速に支援につなげてまいります。

以上が今回の計画における基本方針となります。

26ページを御覧ください。

ここからは、地域福祉を推進するための計画として、各法律等に基づいて市町村の努力義務とされているものなど、4つの計画を掲載しております。26ページが成年後見制度利用促進計画、27ページが生活困窮者自立支援計画、28ページが再犯防止計画、困難な問題を抱える女性の支援基本計画でございます。

以上が今回の第五次福祉計画等の策定になります。

続きまして、条例の策定のほうになります。

資料の2を御覧ください。

和光市避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する条例の制定についてです。

先ほどの計画策定において説明しました見守りネットワークづくり、特に災害時に役に立つ見守りネットワークづくりとして計画に関連して制定するものです。

まず1つ目、1ページ目は、用語の説明をさせていただいております。避難行動要支援者名簿とは、災害発生時に自力での避難が困難な高齢者や障害者など、特に支援を必要とする方々、人々、これを避難行動要支援者といいます。この情報をあらかじめ登録した名簿のことでございます。対象者の氏名、年齢、住所などが書かれております。災害対策基本法に基づきまして、市町村はこの名簿の作成が義務化されております。また、要支援者から名簿情報の提供に合意が得られた場合には、災害時だけでなく平常時からの見守り活動や地域での防災訓練など避難支援等の実施に活用することができるとされております。

なお、どういうところに名簿を提供するかというのは、1ページの下のところにあります避難支援等関係者、こちらのほうになっております。

次のページを御覧ください。

現在、この避難行動要支援者名簿の提供などは、要綱によって実施をしております。現状としては、対象者2,927名のうち、名簿の提供に同意した避難行動要支援者は871名にとどまっております。数字につきましては、令和7年4月1日現在のものがございます。

先ほども言いましたが、平常時に名簿情報を提供することの要件は、本人の同意を得ることが必要となります。課題としましては、災害時に多くの方の命を救うためには、登録者数を限りなく対象者数に近づける必要があると考えております。同意が得られないと、平常時に避難支援等関係者に名簿情報が提供されず、災害時の迅速な避難支援につなげることができません。そこで、災害対策基本法では、条例に特別の定めがある場合、平常時であっても同意を得ないで避難支援等関係者に名簿情報を提供することが可能としております。

そこで、今回条例を制定することで、平常時からより多くの方の情報を避難支援等関係者に提供することができ、見守りネットワークをつくることで災害時に多くの命を救うことを目指したいと考えております。

次のページを御覧ください。

具体的にどのような定めをするか御説明をいたします。ちなみに、資料3が現在考えている条例案、それに合わせて別紙の資料の4が規則の案でございます。そして、資料の5が現在実施している根拠となっている要綱となります。

では、先ほどの資料に戻っていただいて、条例案の第4条がこちらのほうには示されております。第1項で、市長は災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に対して避難行動要支援者名簿を提供するものとあります。そして、第2項で名簿情報の提供は、避難行動要支援者本人の同意を得た上で行わなければならないとあります。これが基本となります。ただし、この下線部のところです。本人の同意を求めた場合において、本

人による不同意の意思が明示されなかったときは、本人の同意を得ているものとして取り扱うものとする、この部分が災害対策基本法でいうところの特別な定めということになります。

現行の名簿の提供に同意する者が手を挙げるという手上げの方式から、同意しない者のみが手を挙げるという逆手上げ方式、こちらを導入するものでございます。

この条例につきましては、現在、令和8年3月議会に上程することを予定しております。そして、要支援者見守りなどの支援を行う自治会や地区社会福祉協議会、事業者等の避難支援等関係者への周知、説明などの準備期間を経て、令和9年度から名簿等の提供を目指しております。

なお、この条例につきましては、全国的に見ると事例はありますが、県内では条例で制定している市町村はございません。

以上が、条例の制定についての説明となります。

これまでの計画の策定と条例の制定の説明をさせていただきました。この2つの案につきましては、12月19日から1月19日までパブリックコメントを実施してまいります。

また、期間中、下新倉児童館、総合福祉会館、市役所で計3回の説明会を実施することを予定しております。既に12月広報に掲載をしております、期間になりましたらホームページにも情報を掲載する予定でございます。

本日は簡単な説明でしたので、御要望があれば出向いて説明させていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

長くなりましたが、説明は以上となります。ありがとうございました。

○小嶋智子議長 以上で説明が終了しました。

質疑のある方は挙手願います。

赤松議員。

○赤松祐造議員 県内初の条例の素案を今まで作られている。御苦労さまです。ところで、社会福祉協議会の活動計画案を見て、これはいろいろやっているうちに、いろいろな見直しが出ると言うんです。普通、何年から何年まで、総合振興計画なんか書くんですが、令和7年12月と書いてあるんですけども、これは大体、2年か3年頃に見直しがあると思いますが、そういうことも含めて、期間は書かずにもう制定で、案はこっちのほうに出されるのでしょうか。

○小嶋智子議長 渡部地域共生推進課長。

○渡部地域共生推進課長 計画の資料の5ページを御覧いただきたいと思います。

今回の計画期間については、6年間を計画しておりますが、中間見直しを毎回実施しておりますので、3年ごとには中間見直しをさせていただく予定です。ただ、法律の改正など、この中に書いてあるものについても、控えているものもありますので、そういうところには適時対応するようなことは考えております。

○小嶋智子議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 法律の改正がある場合なんですけれども、さきの議会でも私、提案したんで

すけれども、厚労省が近々出すエンディングサポートというのがありますね。それはこの中には載っていないんですが、非常にプライバシーに関することが多く強制のような形ではできないんでしょうけれども、個別サポートになるので、そういうものも中間見直しの中に、今回はまだ厚労省、大きくオープンしていないんですが、部分的にはもう取り入れているところもありますよね。そういうことに関しては、どのようにこれから考えていかれるんでしょうか。

○小嶋智子議長 渡部地域共生推進課長。

○渡部地域共生推進課長 赤松議員の一般質問などでも聞かせていただいていますエンディングサポートと申しますか、死後の問題と申しますか、そこら辺については、例えばこの計画の26ページの成年後見制度、こちらの中に日常生活自立相談というのが、日自制度というのがございますので、その部分でやるという案もござりますし、今、国のほうでは介護保険の包括支援センターの中に機能を持たせるといふところもあります。そういうところは検討されているところですので、法の改正などによっては、中間の見直しになるか、随時の見直しになるか、うちの計画になるか長寿あんしん課の計画になるか分かりませんが、対応するところは対応していくものと考えております。

○小嶋智子議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 私、これ見て21ページに、基本方針の1番、ニーズ把握の体制の中の3番に、孤独・孤立に対する支援という一行があるから、これが大きく発展するようにはちょっと見直しはしているんです。そういう感じで見直しが持っていけるような感じでしょうか。

○小嶋智子議長 渡部地域共生推進課長。

○渡部地域共生推進課長 近年、この孤独、孤立というテーマ、この問題については、国のほうでも力を入れて、どういう対策をしていくかということが、通知等が出ているところですので、私たちもそこら辺は注視していきたいというふうに思っています。

○小嶋智子議長 片山議員。

○片山義久議員 ありがとうございます。

地区社会福祉協議会について伺いたいんですけども、第四次計画のほうで、和光市内全域に地区社会福祉協議会をつくるという目標は達成されたと思うんですけども、このときは設立の準備金ですとか、初年度活動費、2年度目という形で、財政的な支援があったと思うんですけども、今後、こういった地区社会福祉協議会を続けていくには、自治会と違って自主財源がない団体ですので、市の支援がないと継続が不可能かと思うんですが、その辺についての考え方を伺います。

○小嶋智子議長 渡部地域共生推進課長。

○渡部地域共生推進課長 御指摘ありがとうございます。

地区社会福祉協議会につきましては、第四次につきましては設置することを目的としていました。第五次につきましては、設置して次の段階に入るといふふうに考えております。私たち

も、ちょっと先ほど、9ページのところで、意見交換会を地区社会福祉協議会の方とさせていただきましたが、いろいろな御意見、要望を賜りました。やっぱり人、物、金が不足しているところだと思います。今、ちょうど予算編成の段階で、私たちが事業課としては要望しているところも多々あるのですが、ちょっとまだ言える段階ではございませんので、人、物、金についてはその必要性の重要性というのは非常に考えております。どういった形で補助しているか、今、市と社会福祉協議会が補助していますが、どういった形でその金額をどうするかというところは、当然今考えているところです。一応、今のところの段階ではそこまでということです。

○小嶋智子議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 24ページに地域のボランティアへの支援、社会福祉協議会がかねがねずっとやってこられたんですけども、活動によっていろいろな補助金を過去出していたわけです。ここにもまた支援と載っているんですけども、そういうのがもう一回復帰するとか、そのままであるのか。地域のボランティア活動に対して、団体によって金額が3万円とか1万円とか5,000円とかとあったでしょう。それが今なくなっているんですけども、この項目の中には、そういうことはないのでしょうか。

○小嶋智子議長 渡部地域共生推進課長。

○渡部地域共生推進課長 今、ボランティアセンターのほうでも3万円ですとか各ボランティア団体に支援しているところがございます。社会福祉協議会のほうでも、市のほうからも補助金は出させていただいていますし、その中で、どういう補助金の使い方をしようかという形で、どういったほうが効果的かというところで、毎年毎年考えているところですので、今やっていたものを統合したり、なくなったというお話があったと思いますけれども、統合したり強化したり、いろいろな面ではしておりますので、そういった形で何かしら、このボランティアの方々にも力を入れないと、ボランティアというのは、ここに書いていますように参加支援の場だと私たちも考えていますので、どういった形で社会福祉協議会がやっていくか、そして市もそれを支えていくか、それは一緒に考えていきたいと思えます。

○小嶋智子議長 鎌田議員。

○鎌田泰春議員 避難者名簿のところなんですけれども、こちらは今回、逆手挙げ式という形で、相当数人数が今までの登録していた名簿数よりもはるかに、二、三倍とかに増える形になるのかなと思っているんですけども、例えばそれを、手挙げを逆手挙げで名簿を外してくださいというお願いをしなければいけないと思うんです。市からも促すと思うんですけども、それに対応してくれない方というのは、ずっと名簿に残るという理解で合っていますか。

○小嶋智子議長 渡部地域共生推進課長。

○渡部地域共生推進課長 今回、約3,000名ぐらいの今対象者がいて、800人、900人ぐらいが今登録して、手を挙げてくれた人という形です。今度は逆手挙げ方式にするということで、趣旨を当然説明させていただいて、ただ、やはり個人情報を出す、ほかの団体に出すことになり

ますので、市以外のところに出すことになりますので、嫌な人もいっぱいいると思います。また、自分は家族がいるから避難させてもらえるから、こういう名簿とかに載っけなくていいよという方もいらっしゃると思いますので、そういう方は、まず逆に手を挙げてくださいという形で、嫌な人、名簿に要らない、必要がない人に手を挙げてくださいという形で、今回はきちんと説明して促す形から入ります。

○小嶋智子議長 鎌田議員。

○鎌田泰春議員 逆手挙げて人数が増えると思うんです。増えているんですけども、例えば本来だったら、救助を必要とするかしないかは別として、逆手挙げるわけですよね。なので、救助を本来は必要としない人には、手を挙げて、言っていただいて名簿から削除してもらうようにしないといけないと思うんですけども、そこら辺というのはどういうふうになるのかということです。

○小嶋智子議長 渡部地域共生推進課長。

○渡部地域共生推進課長 大変失礼しました。

今回の趣旨を説明して、避難が必要なのか、この制度が必要なのか、そこをきちんと説明して、要らないという方につきましては、この制度から除く形にしていきますので、その説明をしっかりとやっていきたいと思います。

○小嶋智子議長 吉田活世議員。

○吉田活世議員 今の質問のところに続けてになるのですが、本人の同意を求めるというのは、具体的にどのような方法でやっていくのですか。

○小嶋智子議長 渡部地域共生推進課長。

○渡部地域共生推進課長 書面を出してもらう形になります。

今の制度でも、例えば資料5が現在実施している要綱なんですけれども、様式等変わっていますが、この中に様式第1号という形で登録申請書というのを出していただいております。そこに、こういうところに提供することを同意しますという形で、お名前とか情報を出していただくというのが今の制度ですので、同意する方については、同じような形でこれを出してくださいという形を取ります。鎌田議員がおっしゃったこういう制度は必要ないよ、ちょっと危ないから同意しないよという方につきましても、また書面を出していただく形を想定しております。

○小嶋智子議長 吉田活世議員。

○吉田活世議員 市から情報をほかの必要な団体に提示していくことになると思うんですが、プライバシーの観点から考えて、例えば名簿を出したことによって何か一例として、身体障害者向けのダイレクトメールが届くなど、情報漏れがもしも万一あった場合、その責任というのはどこに今ある状態ですか。

○小嶋智子議長 渡部地域共生推進課長。

○渡部地域共生推進課長 現在の要綱につきましても、守秘義務、登録情報の保護ということ

は記載しております、例えば各団体、地区社会福祉協議会ですとか自治会にお渡しをするときには、協定書を結んで提供させていただいていますので、基本的に情報が漏れるという形はないというふうに考えております。

○小嶋智子議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 関連してですけれども、現在対象者が2,927人。こういうのも今活発に動き始めたら、申し込む人がどんどん増えて、2,900の9割近くまで、またこれから高齢化でどんどん増えていくわけです。そして、市長宛てに名前を出して、支援、避難計画を出す。そうすると、災害があったときに本当にこの人たちを助けに行けなかった場合、誰か地域のリーダーなのか救助するわけですよ。それとも全部つながってなければ、生命保険だったらしっかり生命保険会社がやるんですけれども、要するに、善意に公助、民助でやるわけですけれども、助けに行けなかった場合のことをできるだけゼロにしなきゃいけないわけです。そこまでは、危機管理とか、防災士とか、いろいろな関係、いっぱいあるじゃないですか。そういうのとつながってなければ、助けに行けなかったらどうなのかということ、もう考えてもらわなきゃいけないと思うんですけれども、その辺はどう考えているんでしょうか。

○小嶋智子議長 渡部地域共生推進課長。

○渡部地域共生推進課長 御指摘ありがとうございます。

当然、そのとおりだと思います。名簿の対象者が増える、では、誰が助けに行くのかというところですが、ちょっと割愛をさせていただきましたが、1ページ目のところ、避難行動要支援者名簿の次に、個別避難計画というものがございます。そちらの個別避難計画に、では、何かあったときに誰が支援するのかということを書いていくんです。今回はまずそういう入り口のところを増やしていく。次に大切なのは、この個別避難計画にどのぐらいの支援者を定めていくかという形になります。そのためには、地元の方、自治会の方、もちろん消防団の方、地区社会福祉協議会の方、あとは今回は、包括支援センター、生活支援センターの職員の方も入れ、そういうところにも情報を提供していきますので、そういう方に多く支援者になっていただくというのが、次の段階で待っていると思います。今回は入り口の部分を増やすことですが、その部分までしっかりやらないと、回っていかないというか、実効性がないものになりますので、どんどん次の段階、次の段階という形で、避難を必要とする方がきちんと避難できるような形で体制を整えたいというふうには考えております。

○小嶋智子議長 待鳥議員。

○待鳥美光議員 今の関連なんですけれども、これ、登録した時点で、支援者が登録できない、名前を書いて登録できないという方も数多くいらっしゃるんですが、その、今のお話だと、支援者をつけることに、その支援をしていくということかなと思うんですが、支援者自体に個別避難計画は共有されていないですよ。これまでないと思うんですね。それで、地域の中で実際に発災したときに、支援が必要な人の名簿はあるけれども、それを先ほどの話で、誰が助けるのか、誰が見ていくのかというところで、避難計画自体は共有されていなかったと思うん

ですけれども、その点はいかがなんでしょうか。

○小嶋智子議長 渡部地域共生推進課長。

○渡部地域共生推進課長 避難支援者にも送付はしているということですので、名簿の避難計画のところに支援者の名簿がございますので、名簿というか名前がありますので、その方には名簿は行っているという認識なんですけれども。

○小嶋智子議長 待鳥議員。

○待鳥美光議員 名簿は共有されるんですけれども、避難計画そのものは共有されていなかったと思うんですが。

○小嶋智子議長 山口地域共生推進課長補佐。

○山口地域共生推進課長補佐 個別支援計画の支援者に関しましては、個別支援計画を送付させていただいているんですけれども、要支援者名簿の支援者名簿のほうについては、おっしゃるとおり名簿のみの提供となっていて、どういう内容だというところの細かい状況は把握できていない状況になっております。

○小嶋智子議長 待鳥議員。

○待鳥美光議員 そうすると、支援をしなきゃいけないというか、支援者として登録されている人は、どういう避難計画、個別計画になっているかは分かるけれども、そこを統括する例えば地区社会福祉協議会自体は、個別避難計画は持っていないわけですよ。そうすると、誰がその人の支援者になっているかということは、地域で共有されていないということになりませんか。

○小嶋智子議長 渡部地域共生推進課長。

○渡部地域共生推進課長 現在の実施要綱については、このプランのところ、計画のところは提供することになっていないんですけれども、今回の条例案の第8条のところに、個別避難計画について書いております。そちらは、今、第9条のところで支援者名簿に準用しているんですけれども、これについても今回提供するという形にする予定ですので、自治会だとか地区社会福祉協議会だとか、消防団だとか、そういうところにも計画自体が行きますので、この人は誰が支援者になっているかというところは、見れば分かるような立てつけにする予定です。今とは違います。

○小嶋智子議長 伊藤議員。

○伊藤妙子議員 こちらのほうの28ページ、最後のところの地域福祉を推進するための計画の右側のところに、困難な問題を抱える女性の支援基本計画ということで、大きく出ているところが、ちょっと気になったんですけれども、この計画は10ページの令和6年度に行われた調査からも関係してくると思うんですけれども、10ページの調査の中に、8番に困難な問題を抱える女性への支援制度についてということで、そういったことも調査の中から見えてきたということで、こういったところに関連されているのかということをもっと伺いたいと思います。

○小嶋智子議長 渡部地域共生推進課長。

○**渡部地域共生推進課長** まず、記載をしようと思ったところは、法律によって市町村が努力義務、福祉の関係でこの計画についても努力義務で、この基本計画はつくりなさいというところに書いてあったから、書くことにしました。ただ、困難な女性の問題につきましては、市民アンケート、市民調査で相談先を知らないという方がすごく多かったです。そこはまず一番の問題だと思います。28ページの計画の中で、一番力を入れていくところは、相談したらきちんと受け付ける体制を整えるということと、情報発信をしていくということだと思っていますので、そういうような取組をしていきたいというふうには思っています。

○**小嶋智子議長** 伊藤議員。

○**伊藤妙子議員** 分かりました。ありがとうございます。

今回、一般質問で鎌田議員もちょっと触れられていたんですけども、男性の相談窓口ということが、自殺者数がかかなり男性のほうが多いという現状がある中、今、女性ということでクローズアップされているという部分が結構気になったんです。今、男女共同参画ということも言われているんですけども、そこには男子ということもありますので、本当に男性こそ、こういった現状の中に埋もれて声を出せないというようなことを非常に感じます。なので、女性が窓口を知らないということと共に、男性はもう声を上げられないで苦しむという部分もあるんじゃないのかなというふうに思いますので、そういったところまでぜひ和光市としては、せっかく埼玉県の中でも条例を唯一作られるということなので、そこにもぜひクローズアップしていただいて、実際の自殺者数の多さ、あと男性のほうが社会の中で孤立したりということは、特に定年後ですとか、女性よりも男性のほうが心配だなというふうに思いますので、そういった観点もぜひ、今、和光市の一般質問の中でも結構出てきているところですので、入れていただきたいということを強く思います。

いかがでしょうか。

○**小嶋智子議長** 渡部地域共生推進課長。

○**渡部地域共生推進課長** 自殺について、男性が多いとか、私も保健センターを所管していましたところの課長でしたので、そういうことは非常に強く思っています。ちょうど今日、命の関係の書類が回ってきました、その中にもうちの部分が入っているわけですね、相談窓口として。生活困窮者のところをやっていますので、その中でも何かあったら相談してくださいというところが入っています。そちらについては、もう男性、女性関係なくです。鎌田議員のところでは、うちはDVのところもあってやっていますし、そこでは男性、女性関係なくやっていますという答弁をさせていただいたと思うんですけども、市役所の中には、いろんな相談の体制、部署はございますので、そこら辺はしっかりと連携しながらやっていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○**小嶋智子議長** 渡邊議員。

○**渡邊竜幸議員** まず確認なんですけど、この計画を策定するに当たりまして、諸団体とヒアリングとかをされていると思っていまして、課長補佐とか皆様も地区社会福祉協議会に出向いて

とかという現場も私も目撃させていただいているんですが、先ほどの支え手を増やすという考えは、ヒアリング段階でもそれなりの同意は得られているものなんですか。それとも、計画としてはこれから増やしていきたい対象の団体として、先ほど述べた諸団体の名前が上がっているものなんですか。

○小嶋智子議長 渡部地域共生推進課長。

○渡部地域共生推進課長 この避難行動のほうの支援者というところなんですけれども、支援者を増やすということが、先ほどの御質問の延長かもしれませんが、非常に大事だと思っています。私たちはこれから、この条例が制定されたら、いろいろなところに、もちろん避難行動要支援者の方々にも説明しなければいけないですし、支援者となる方々、例えば地区社会福祉協議会だったり自治会だったり、消防団の皆さんであったり、事業所の皆さんであったり、そういうところにぜひ避難者になってくださいという形でのお願いを今後していかないといけないと思っていますので、それを1年かけてやって、名簿ですとか個別避難計画を提供していくのを令和9年度からやっていきたいと思っていますので、1年の準備期間で、しっかりそこはやっていきたいというふうに考えています。

○小嶋智子議長 渡邊議員。

○渡邊竜幸議員 ありがとうございます。逆手挙げ方式の同意の部分の質問なんですけど、この方式、この計画がいいものか悪いものか、なかなか本人でも判断ができない方もいるかと思うんですが、そういった場合の市の対応、また本人がなかなか難しい場合は、代わりに誰かが判断するとか、そういったことはどう考えられるのでしょうか。

○小嶋智子議長 渡部地域共生推進課長。

○渡部地域共生推進課長 私どもも、先ほど、今説明しますと言いましたが、3,000人全ての方に説明できるわけではございません。説明会をやっても、来てくれる方は何回もやっても100人ぐらいかもしれません。今回も避難行動要支援者というのは、高齢者の方も多いですし、障害者の方もいっぱいいます。今後、今考えているのは、包括支援センター、地域生活支援センター、この方はプランをつくるために半年に1回、1年に1回回っています。そういう方にも趣旨を説明して、市ではこういうことをやっているの、同意するか、でも説明して、嫌だったら除いてもいいんだよという形で説明していただけるように、こういう事業者の方と一緒にやっていきたいというふうには思っています。

○小嶋智子議長 渡邊議員。

○渡邊竜幸議員 ありがとうございます。

ちょっと今回の計画に当たりまして、私も地区社会福祉協議会の中に入れていただいて、一緒に活動させていただいております。先日も、私が所属します地区社会福祉協議会において、ふれあいカレーというものがあまして、ありがたいことに、市長以下、課長補佐にもわざわざ来ていただいたりとか、いろいろな現場を見ていただいてありがたいなと思っておるんですが、先日、議長報告におきまして、勤労青少年ホームが今後の計画の中では特別養護老人ホー

ムを建設する方針を打ち出された情報を知っている次第でありまして、そうしますと、地区社会福祉協議会に限らずですが、いろんなボランティア活動とか寄り合いの場所というのが、もしかしたらなくなってしまうのかもしれない。勤労青少年ホームではなくとも、今後もそういったスクラップアンドビルドの中で、公共施設がなくなってしまうのかもしれないということもあり得ると思うんですけども、そういったことの現実を踏まえて、この計画をどう地域活動の拠点としても必要な部分があるかと思う施設に対して手当をしていくか、そういった考えがもしおありでしたら教えていただいでよろしいでしょうか。

○小嶋智子議長 渡部地域共生推進課長。

○渡部地域共生推進課長 大きな課題かなというふうに思っています。現在、私どもはこの皆さんの福祉活動の部分ですけれども、そういうことを活性化してほしい、一生懸命やってほしい、一緒にやりましょうという形をお願いしているところです。ただ、今言ったとおり、活動の場がなくなるというところは非常に大きな問題だと思っています。では、そこの新倉、北原とか、個別はあれですけれども、今活動しているところができないんだったら、次どうするかというところも、そこまでのアフターフォローを所管課、今の話でいうと勤労青少年ホームの所管課が行うのか。ただ、私どももその活動をしている団体の所管になりますので、そこら辺はしっかりと手を取りながら、廃止するというのが市の方向で出たというのは、私どもも知っております。それを、では、次のをどうするかというところは、ちょっと一緒に考えていかないといけない問題かなというふうに捉えております。

○小嶋智子議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 ちょっと根本的なことをお聞きするんですけども、これは計画案であって、今後実行されるんですけども、計画から実行計画というまでも、そんなのをつくると大変なんだと思うんですけども、そういうことは考えているのでしょうか。

それと、ぱっと見た場合に、上は第五次和光市地域福祉計画、次は和光市社会福祉協議会計画案と書いてあるんですけども、その関係というか、今、渡部課長は両方関わっているからよろしいんでしょうけれども、ぱっと見た場合、社会福祉協議会のなのか、市のなのか、間違う人がいると思うんです。ちょっと和光市は3文字しかないし、その下に。令和7年12月、和光市と書いて、その下に社会福祉、これ長いですから。これは、市として両方であることなんでしょうけれども、その関係性というか。ぱっと見たときに、こういう説明を受ければ分かるんでしょうけれども、いかがでしょうか。重要なところだと思うんです。

○小嶋智子議長 渡部地域共生推進課長。

○渡部地域共生推進課長 思ってもいない質問だったんですけども、これは、長くて2段になっているだけであって、あくまでも市と社会福祉協議会と、そして市民が3者一体となって進める計画という形は、一番最初に部長の説明のときに説明をさせていただいたので、私のところの中では、ちょっと説明が弱めだったのかもしれませんが。ですので、パブリックコメントをこれからやっていきます。説明会をやっていきますので、そのところではしっかりと3者

の、市と社会福祉協議会と市民の計画なんだよというところをまず説明させていただきたいと思います。

○小嶋智子議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、以上にて質疑を終結します。

休憩します。（午前11時44分 休憩）

再開します。（午前11時46分 再開）

次に、第五次和光市総合振興計画基本構想の中間見直しについて説明願います。

加山企画部長。

○加山企画部長 企画部です。企画部からは、第五次和光市総合振興計画中間見直しにおける素案の概要について御説明をさせていただきます。

今回の中間見直しにつきましては、総合振興計画の冊子の100ページ、（3）の中間見直しにおける施策評価の実施に記載がありますとおり、各目標像に設定された指標の検証や各個別施策の課題整理などの施策評価を実施し、施策の進捗状況や社会情勢、市民ニーズの変化を踏まえた見直しとなっております。そのため、現行計画の継続性の観点から、目標像等の抜本的な見直しは行っておりません。

見直しに当たっては、令和6年度より市民意識調査及び人口推計を実施し、その結果を踏まえて本年度各課において個別施策における課題整理などの施策評価を実施してまいりました。また、外部の諮問機関としまして、大学教授等の有識者、市内活動団体の代表、公募市民等で構成される和光市総合振興計画審議会において審議を行っております。審議会においては、各施策の修正内容に関する審議、市民意識調査の結果など、中間見直しに反映すべき内容に関する審議を行い、素案を取りまとめてまいりました。今後につきましては、11月10日から12月5日まで実施したパブリックコメントや本日の全員協議会での御意見、1月に予定している審議会からの答申を経て、必要な修正を行った上で、令和8年3月定例会に議案として上程する予定をしております。

続きまして、具体的な内容について、企画人権課長より説明をさせていただきます。

○小嶋智子議長 中川企画人権課長。

○中川企画人権課長 企画人権課長の中川でございます。本日はよろしくお願いたします。

まず、資料の確認からさせていただきます。ちょっと分厚い資料をお配りしているかと思うんですけども、一番上がパブリックコメントの意見、1枚紙になります。続きまして、そこから155ページあるんですけども、本日のメインとなります中間見直しの素案でございます。

そうしましたら、本日はパブリックコメントの意見と155ページにわたります中間見直しの素案、こちらの御説明をさせていただきます。

先ほど、企画部長からも御説明を差し上げましたが、今回の中間見直しにつきましては、計

画の基本的な方向性を大きく変えるものではございません。現行計画の考え方を維持することを前提に見直しを行っております。一方で、社会、経済情勢や市民ニーズ、そして法令や制度の改正といった外部環境の変化には必要な更新を行っております。

まず、中間見直しの素案です。資料第1章になりますけれども、1ページから10ページが第1章として構成されております。こちらの第1章につきましては、将来都市像や目標像といった和光市が目指すまちのコンセプトを示しております。将来都市像や各目標像につきましては、計画の継続性の観点から、大きな修正等は行っておりません。

続きまして、11ページから99ページ、今回の中間見直しのメインの部分に当たりますけれども、こちら第2章になりますが、暮らしに直結する目標像及びその実現に向けた個別施策を体系化した部分となります。

17ページを御覧ください。

17ページにつきましては、今回の中間見直しにおける目標像に関するKPI、真ん中より下の部分です。目標像に関するKPIをお示ししているんですけども、現状値として令和6年度の数値を目標像ごとに掲載しております。このページにつきましては、目標像1になりますので、それぞれに1から12までこのKPIの数値、現状値をお示ししている形になります。

続きまして、19ページを御覧ください。

19ページ以降は、各個別施策の説明となります。こちらの中で、施策の進捗等の評価を行いました。事業進捗に伴いまして取組内容に修正があったものや社会情勢、法令等の変化を踏まえて各担当において記述を更新しております。一例ではございますが、記述の更新部分につきましては、19ページの下の中身の例えば③西大和団地の再生の中で、将来のまちづくりについて継続的に検討しというところに、アンダーラインが引いてあると思うんですけども、こういった箇所を更新しております。

次に、100ページから113ページ、こちら第3章になります。100ページから113ページの部分につきましては、第3章として、総合計画をどのような仕組みで進めていくのか、計画の実現に向けた取り組み方をお示ししております。

102ページを御覧ください。

102ページから104ページまでが、第五次和光市総合振興計画における国のまち・ひと・しごと創生法に基づきました地方創生の視点を取り入れた、地方版デジタル田園都市構想総合戦略を包含した形になります。こちらは、現行計画ではまち・ひと・しごと創生法の計画として位置づけをしていたものを改めて地方版デジタル田園都市構想総合戦略として、3ページにわたって位置づけをしたものになります。

続きまして、111ページから113ページを御覧ください。

こちらは、財政推計になります。計画の実行可能性を検証するため、令和12年度までの財政推計を作成しております。主に表が112ページにありますので、こちらを御覧ください。112ページの表なんですけれども、令和3年度から令和7年度までは決算と当初予算を、令和8年度

以降は、令和7年度当初予算を基礎に、中期財政計画や中間見直しで行いました人口推計の結果や過去の実績を踏まえて、見直しを行っております。区画整理事業や駅北口再開発、新たなごみ広域処理施設の負担も反映しております。

歳入につきましては、市税について人口動態や基盤整備の効果で伸びる見込みとしておりますが、令和12年度には令和3年度との比較で約20.8億円、パーセンテージにして13.1%の増収が見込まれております。

歳出につきましては、物価上昇、職員定数増などによる経常経費の増加に加えまして、子育て支援、高齢化の進展化に伴う扶助費の増加が見込まれております。さらに、ごみ広域処理施設の整備に関連した負担金も増加が見込まれております。

歳出の部分の投資的経費の項目につきましては、令和9年から令和10年にかけて、駅北口再開発事業の進捗による増加が見込まれております。あわせて、公共施設の老朽化対策への計画的な投資が必要となってまいります。

続きまして、114ページを御覧ください。

114ページから144ページまでが第4章として構成をしておりますが、こちらにつきましては、この計画についてどのような背景があるのか、市民意識調査の結果や人口の見直しを掲載しております。

120ページを御覧ください。

120ページ以降につきましては、こちらは市民意識の調査結果になります。市内在住18歳以上の市民の方から3,000人の方を無作為抽出し、調査を行っております。調査の回収数は1,209件、回収率は40.3%、回答者の年齢構成につきましては、年代ごとにおおむね10%から20%までの回答率となっており、大きな隔たりはありませんでした。

続きまして、131ページになります。

131ページからは、今後の和光市の人口の見直しについて記載をしております。第五次和光市総合振興計画策定時、令和2年の条件のまま推移した場合、今後も人口が増加する結果となります。こちらは、令和5年度までの推移になりますので、続きまして141ページを御覧ください。人口推計の結果になります。

人口推計の結果、141ページです。策定時のものを丸、今回の中間見直しにおけるものを四角としております。策定時のものは、今後も人口が増加する結果としておりましたが、今回、出生率や準移動率、市に出たり入ったりするという移動率の仮定値が現行の計画よりも下がったということ踏まえまして、計画終了時の人口が策定時は8万9,463人と推計しておりましたが、今回の推計した結果は8万6,488人となりました。主な要因といたしましては、先ほどお話ししたんですけれども、策定時は出生率がこのまま増加するだろうと仮定しておりましたが、直近の和光市の出生率を確認したところ、減少傾向であること、また準移動率、直近の傾向から増加傾向は変わらないんですけれども、その増加の率が減少したことに伴いまして、人口の推計値も減少しております。

最後になりますが、145ページから155ページにつきましては、中間見直しにおける策定経過をまとめております。先般実施いたしましたパブリックコメントにおきまして、2名の方から計6件の意見をいただいております。ユーチューブに配信した説明動画の閲覧数につきましては、12月8日時点で114回でございます。パブリックコメントの意見内容につきましては、お配りした資料のとおりとなっております。

最後になりますが、中間見直しにおきますこの素案につきましては、来週月曜日、12月22日まで議員の皆様からの御意見等を受け付けておりますので、何か御意見等がありましたら、メール等の文章形式でいただけますと幸いです。

なお、今御説明いたしました本素案の内容につきましては、御覧のとおり多岐、詳細にわたる内容となっておりますので、各施策における詳細な部分まではちょっとお答えできない場合もありますけれども、御理解いただければと思います。

繰り返しになりますが、本協議会終了後、来週月曜日まで御意見を受け付けておりますので、またこの協議会の後で何か御意見等がありましたら、企画人権課まで御相談いただければと思います。

今後につきましては、令和8年3月定例会への上程を予定しておりますので、残りの各種手続を進めてまいります。

第五次和光市総合振興計画中間見直しにおける素案の概要につきまして、説明は以上となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○小嶋智子議長 以上で説明が終了しました。

休憩します。（午後 0時01分 休憩）

再開します。（午後 1時15分 再開）

赤松議員。

○赤松祐造議員 案を読ませていただいたんですけども、私が思うには3つほど、なぜ載せていないのかをお聞きします。

1つは、DX推進は新たなものとしてかなりクローズアップして載っているんですけども、重要なゼロカーボン施策は一言も載っていないんです。30億円も目標金額がかかっているゼロカーボンが載っていないこと。あと、ごみ広域のことは載っていますけれども、4市の火葬場建設のことが、探したんですけども、見受けられません。あと、さきの議会で、お話しした特養建設のことも、福祉の中で載っていないんですけども、なぜでしょうか。教えてください。

○小嶋智子議長 中川企画人権課長。

○中川企画人権課長 御提言ありがとうございます。今いただきました3つの件につきましては、御意見としていただきまして、各所管課と検討、協議の上、どのように載せていくのか。仮に載せない場合もあるかもしれないんですけども、そういった形で検討してまいります。

1点補足なんですけれども、109ページを御覧ください。

109ページの右下、③広域行政の推進とうたっています。火葬場の設置検討につきましては、こちらで記載をさせていただいておりますので、今、御意見もいただきましたので、ほかに何かあるかも検討させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○小嶋智子議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 小さな字で、気がつかなくて申し訳ございません。

あと、これが案で、全部オーケーになれば、もうこれがほとんどカラーで印刷されて、送付されるわけでしょうか。

○小嶋智子議長 中川企画人権課長。

○中川企画人権課長 今回につきましては、これまだパブリックコメントにかけている案の段階ですので、先ほども御案内いたしました、こちらの協議会の場と、あとは12月22日、月曜日までに議員の皆様から御意見をいただいた際には、その内容についても、載せる、載せないも含めて検討させていただいて、それが固まった後、このような冊子、今現行、こういう冊子なんですけれども、こういった形で決定させていただければと思います。もちろん3月定例会での議決をいただいた後になります。

○小嶋智子議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 それならば、これパラっと見ると、空きスペースが随分あるんですけれども、これを詰めるということではなくて、見た人が分かりやすく理解しやすいイメージ図というか、写真とか、そういうものをもっと入れてほしいという、ほとんどこれから入れるんだと思うんですけれども、私、委員もやったことがあるので、さきのものにも大分入れていただいたんですけれども、見たら何だかわくわく楽しくなるような写真、現実の写真とか、取り組んでいる写真等を入れてほしい、意見として提案いたします。いかがでしょうか。

○小嶋智子議長 中川企画人権課長。

○中川企画人権課長 これは、議員だけではなく、多分市民の皆様もそういった見やすいほうがいいのかなとは思っておりますので、なるべくそのようになるよう鋭意努力してまいります。

○小嶋智子議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 これは、いつもつくってくれていると思うんですが、もっと小さい概要版には、そういうのをいっぱい載せてほしいんですけれども、それはつくられるのでしょうか。

○小嶋智子議長 中川企画人権課長。

○中川企画人権課長 概要版につきましては、現段階では検討はしていないのですが、今御意見をいただきましたので、ちょっとどこまでできるかというものもあるんですけれども、御意見として承らせていただきます。

○小嶋智子議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、以上にて質疑を終結します。

休憩します。（午後 1時19分 休憩）

再開します。(午後 1時20分 再開)

ほかに何かございますか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、以上で本日の協議事項は全て終了しました。

記録につきましては、正副議長に一任願います。

以上で全員協議会を閉会します。

午後 1時20分 閉会

議 長 小 嶋 智 子

副 議 長 待 鳥 美 光